

議 事 日 程

平成30年8月3日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第41号 工事請負契約の締結について

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今井俊郎	教 育 長	安江雅信
参 事	安江良浩	総 務 課 長	安江 誠
村 民 課 長	今井明德	産 業 振 興 課 長	今井 稔
地 域 振 興 課 長	桂川憲生	建 設 環 境 課 長	有田尚樹
教 育 課 長	安江任弘	保 健 福 祉 課 長	伊藤保夫
診 療 所 事 務 局 長	河田 孝	会 計 管 理 者	今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから平成30年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

議案第41号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年東白川村条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成30年8月3日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、東白川村国保診療所及び老健施設建設工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額、5億8,212万円。4. 契約の相手方、中島・曙・立保特定建設工事共同企業体、代表者 岐阜県中津川市加子母1005番地、株式会社中島工務店、代表取締役 中島紀于。5. 工事の場所、東白川村五加下野地内でございます。

別添の説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

議案第41号 工事請負契約の締結についてということでございます。

まず、工事名でございますが、東白川村国保診療所及び老健施設建設工事でございます。

工事の場所は、東白川村五加下野地内、旧名商大のセミナーハウスの跡地でございます。

工期については、本契約日から平成31年3月20日まで。

工事の概要でございますが、本工事は昭和40年の建築後53年が経過し、また平成2年の診療棟大改修からも28年が経過し、老朽化が著しく進んでいる国保診療所を新たに移転新築するもので、またこれに加え、現在、入院棟を改築し、事業展開を行っている診療所附属介護老人保健施設は改築から15年が経過しており、当時の最低限の基準を満たした施設であります。利用者様には手狭で御不便をおかけして、今後の介護需要も考え、診療所の建てかえとあわせて移転新築工事を実施するものであります。

建物の主な概要でございますが、鉄骨づくり、平家建て、瓦ぶき、渡り廊下はアルミ製でございます。

敷地面積が9,213.23平方メートル、建築面積1,814.28平方メートル、延べ床面積が1,685.67平方メートルでございます。

診療棟につきましては、主な部屋といたしまして、医事、内科診療室、外科診療室、処置室、生理検査室、胃カメラ・内視鏡室、感染診察室、エックス線室、保健指導相談室、事務室、所長室、医局、トイレ等でございます。

また、老健棟につきましては、サービスステーション、診察室、居室、機能訓練室、食堂・談話室、浴室、リネン室、洗濯室、厨房、トイレ等でございます。

また、今回の入札でございますが、指名競争入札ということで、今回は大規模かつ技術難度の高い、いわゆる特定建設工事ということでございまして、村内の事業所を含めたJVを募集し、3者の応募がございました。応募期間は6月11日から6月29日ということで募集をかけております。今回、応募のあった3つのグループがここに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これから、議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前9時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員